

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和3年10月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 カインズモール彦根 彦根市馬場二丁目字松原馬場104番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店内の店舗面積の合計 26,628 m²
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり、58 m³
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社カインズ 8時から21時まで
株式会社ベイシア 8時から21時まで
株式会社マナビインテリアハーツ 8時から21時まで
テレコム三洋株式会社 8時から21時まで
株式会社サンコスモ 8時から21時まで
デュプレ株式会社 8時から21時まで
エステール株式会社 8時から21時まで
 - エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 7時30分から21時30分まで
 - オ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面記載のとおり
 - (2) 変更後 届出書の添付図面記載のとおり
 - ア 大規模小売店内の店舗面積の合計 27,175 m²
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり、68 m³
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社カインズ 7時から21時まで
株式会社ベイシア 8時から21時まで
ガットリベロ株式会社 8時から21時まで
株式会社セリア 9時30分から20時まで
株式会社イシグロ 10時から21時まで
株式会社ジンズ 8時から20時まで
株式会社ワークマン 7時から20時まで
 - エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時30分から21時30分まで
 - オ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面記載のとおり
- 4 変更年月日 イについては令和4年6月5日、それ以外の項目については令和3年10月5日
- 5 変更の理由 テナント誘致および駐車場内混雑緩和のため
- 6 届出年月日 令和3年10月4日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 令和3年10月22日から令和4年2月22日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和4年2月22日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号